1月広報事項①

【件名】

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

【内容】

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象とな ります。令和3年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要で す。令和3年2月1日(月)までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してくだ さい。申告にあたっては、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます。詳しく は、eLTAX ホームページ (https://www.eltax.lta.go.jp/) をご覧いただくか、eLTAX ヘルプ デスク(0570-081459)までお問い合わせください。期限間近になりますと、窓口が大変 混雑しますので、お早めに申告をお願いします。また、申告には郵送や電子申告をご利用 いただく等、混雑緩和にご協力ください。

償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する区にある都 税事務所の償却資産班までご連絡ください。



1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

| 償却資産とは | 会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等 |
|--------------------------------|--|
| 申告が必要な方 | 令和3年1月1日現在、償却資産を所有している方 |
| 申 告 先 償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班 | |
| 申 告 期 限 | 令和3年2月1日(月) |

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。 申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局 償却資産

検索

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

PATAX

ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/ エルタックス

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎03-5521-0019)

9:00~17:00 (土・日・休日、年末年始 12/29~1/3 を除く)

1月広報事項②

【件名】

1月の eLTAX 休日運用日のお知らせ

【内容】

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税について、eLTAX を利用した電子納税も行っています。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。休日でもお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください!

1月のeLTAX休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です。休日でも eLTAX をお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください!

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/16 (土) 、1/17 (日) 、1/23 (土) 、1/24 (日) 、1/30 (土) 、1/31 (日)

<eLTAX 利用時間>

8時30分~24時(土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く) ※1/15(金)~2/1(月)はメンテナンス時間を除き24時間利用可能です。

<利用手続についてのお問合せ>

【 **¿Ltax** ホームページ】 <u>https://www.eltax.lta.go.jp</u>

エルタックス



【 2LTAX へルプデスク】 0570-081459 (左記電話につながらない場合: 03-5521-0019) 9時~17時 (土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。 詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班 【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

●国税の電子申告・電子納税等については、 e-Tax ホームページ (https://www.e-tax.nta.go.jp/) をご覧ください。

1月広報事項③

【件名】

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます

【内容】

令和4年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)、当該住宅の固定資産税額(居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1が減額されます。

減額の対象となる住宅の要件として、令和 4 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第 10 条第 2 号に規定する認定長期優良住宅であること、居住部分の床面積の割合が当該家屋の 2 分の 1 以上であること、1 戸あたりの床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること(ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40 ㎡以上 280 ㎡以下)が必要です。

減額を受けるには申告が必要です。23 区内の住宅については、「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類(認定通知書の写し等)とともに、住宅が新築された年の翌年(1 月 1 日新築の場合はその年)の 1月 31 日(令和 2 年度は令和 3 年 2 月 1 日)までに、当該住宅の所在する区にある都税事務所へ申告してください。

23 区外の住宅を新築した場合の手続は、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

認定長期優良住宅を新築した場合固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ① 令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1 戸あたりの床面積が50 ㎡以上280 ㎡以下であること(ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40 ㎡以上280 ㎡以下)

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準

耐火建築物については7年度分)

減額される税額 当該住宅の固定資産税額 (居住部分で 1 戸あたり床面積 120 m³相当分ま

でを限度)の2分の1を減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の 1月31日 (令和2年度は令和3年2月1日) までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23 区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

1月広報事項④

【件名】

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

【内容】

令和4年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築 未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格(評価額)から1,300 万円(価格が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。

この特例適用の対象となる住宅の要件として、令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること、1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)が必要です。

認定長期優良住宅についての特例適用を受けるためには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に 必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格*から 1,300 万円(価格が 1,300 万円未満である場合はその額)が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準(床面積要件等)とは異なります

- ① 令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること (認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)

【税額の算出方法】

住宅の価格 - 1,300万円 = 課税標準額 3

課税標準額 $\times \frac{3}{100}$ (税率) = 税額

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項を ご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、

東京都主税局

検索

東京都主税局ホームページに掲載しています。

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

1月広報事項⑤

【件名】

住宅用地の申告はお済みですか? (23 区内)

【内容】

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税(23区内)が軽減されます。

次の①~⑥のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。「固定資産税の住宅用地等申告書」 (①~⑤の場合)または「固定資産税の被災住宅用地等申告書」(⑥の場合)に必要事項をご記入のうえ、令和3年2月1日(月)までに、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ③ 住宅を建て替える場合
- ④ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合
- ⑤ 土地の用途(利用状況)を変更した場合
- ⑥ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班までお問い合わせください。

23 区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)



~住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます~

| 住宅用地とは | | こは | 住宅の敷地として利用されている土地 | |
|----------|---|----|--|--|
| 申告が必要な場合 | | 場合 | ○ 住宅を新築・増築した場合○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合○ 住宅を建て替える場合○ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合○ 土地の用途(利用状況)を変更した場合○ 住宅が災害等の事由により減失・損壊した場合 | |
| 申 | 告 | 方 | 法 | 「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、 土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。 |
| 申 | 告 | 期 | 限 | 令和3年2月1日(月) |

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

1月広報事項⑥

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23 区内) 【内容】

(1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。) されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各 1 年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに 23 区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の 1月 1日(1月 1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の 1月 1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年(1月 1日新築の場合は翌年)の 2 月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに建築基準法に基づく現行の 耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度 (1月1日完了の場合はその年度)1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資 産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。
 - *住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存 耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の 1/2 以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり 50 万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建管え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23 区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末 (1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸 あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税 を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。 詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

1月広報事項⑦

中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人事業税・個人事業税の減免~

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取 得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー 設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進

★ 法人事業税・個人事業税の減免 ★



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面 から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合 に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

| 対象者 | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。 |
|------|--|
| 対象設備 | 次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。)*空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)*照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具)*、小型ボイラー設備(小型ボイラー類)*再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム) |
| 減免額 | 設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可 |
| 対象期間 | (法人) 令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に 適用 (個人) 令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 |
| 減免手続 | 減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、 その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。 |

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問合せ先】

- ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - 所管都税事務所の法人事業税 個人事業税班
 - 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

1月広報事項®

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人 事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更してい ます。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・ 法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAX による提出が義務 化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- 事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が (1) 1億円を超える法人
- 相互会社、投資法人及び特定目的会社 (2)

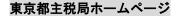
■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書 及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への 申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。



東京都主税局



●電子申告の利用方法や利用手続について

e-Tax ホームページ

イータックス

●国税(法人税・消費税等)の電子申告義務化について



eLTAX ホームページ エルタックス

1月広報事項⑨

【件名】

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、下表のとおりインターネット公売(動産、自動車、不動産等)を実施 します。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の<公売情報> (https://www.tax.metro.tok yo.lg.jp/kobai/) をご覧いただくか、主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)までお問い合わせください。

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

| 公売参加申込期間 | | 拍問 | 動産、自動車 | 不動産等 | |
|----------|-------------------------------------|---------------|--------------------------------|---|------------------------------------|
| | | ∆] ⊨] | 令和3年1月6日(水)13時~令和3年1月19日(火)23時 | | |
| 入 | 札 | 期 | 間 | 令和3年1月25日(月)13時~ 令和3年1月27日(水)23時 | 令和3年1月25日(月)13時~ 令和3年2月1日(月)13時 |
| 公 | 売 | 物 | 件 | 東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。 | |
| 実 | 施 | 機 | 関 | 主税局徴収部・各都税事務所 | |
| お問 | 引い合わせ先 主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027) | | 03-5388-3027) | | |

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/

東京都 公売



※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

〈メールマガジンのご案内〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メルマガ



1月広報事項⑩

【件名】

e LTAX電子納税が大変便利です

【内容】

地方税共通納税システムでの e L T A X 電子納税が大変便利です。インターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付ができます。また、全国の自治体に一括で納付することが可能です。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

https://www.eltax.lta.go.jp

地方税共通納税システムのお知らせ

~全国の地方公共団体へ一括して納付可能~

○ダイレクト納付が実現!!

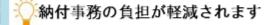
事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。



税理士の方など代理人による
納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税(特別徴収分)や法人二税 などが複数の地方公共団体に対して、 一度の操作で電子的に納税できます。



取扱税目

- 〇法人事業税·法人都民税·特別法人事業税/地方法人特別税
- ○事業所税 ○個人住民稅(特別徵収分、退職所得分)



詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp

エルタックス



1月広報事項⑪

【件名】

点字で課税の内容をお知らせします

【内容】

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金は、固定資産税・都市計画税(23 区内)、個人事業税、自動車税種別割です。お知らせする内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

ご希望の方は、東京都主税局相談広報班(03-5388-2925)までご連絡ください。令和3年2月26日(金)までにご連絡をいただいた方には、令和3年度分から点字のお知らせを同封します。

なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

| 対象となる税金 | 固定資産税・都市計画税(23区内)、個人事業税、自動車税種別割 | |
|----------|--|--|
| お知らせする内容 | 税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先 | |
| 申 込 方 法 | 主税局総務部総務課相談広報班(O3-5388-2925)まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。 | |
| 申 込 期 限 | 申 込 期 限 令和3年2月26日(金)までにお申込みをいただいた方には、令和3年度分 ら点字のお知らせを同封します。 | |

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

1月広報事項(12)

【件名】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

【内容】

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書の バーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホーム ページをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

都税がスマホ決済アプリで納付できます

都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになり、 都税の納付がさらに便利になりました。

- **♥ いつでもどこでも**スマホで簡単に納付ができます。
- 納付書の**バーコードを読み取るだけ**で納付ができます。
- ∮ 手数料はかかりません。

納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、 **納付書のバーコードを読み取る**ことにより納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業稅、不動産取得稅、自動車稅種別割、 固定資産税(土地・家屋)・都市計画税、 固定資産税(償却資産) の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの 納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

利用できるアプリ_(令和3年1月1日時点)







注意事項

■領収証書は発行されません。※

領収証書が必要な方は、都税事務所・ 金融機関等の窓口またはコンビニエンス ストアで納付してください。

- ■納付手続完了後に、**納付を取り消すことは** できません。
- ■事前にアプリ内でお支払いに必要な金額 をチャージする必要があります。
- ■バーコードのない納付書や汚損により バーコードが読み取れない納付書は お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、 ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の 提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要の方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HPの「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局 ホームページ





1月広報事項⑬

【件名】

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました 内容】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、<u>令和3年3月31</u>日までに取得したものが対象となります。

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、<u>令和3年3月31</u>日までに取得したものが対象となります。

◆令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

| 燃費基準達成度等 | 登録車 (新車・中古車) | |
|-------------------------|-----------------|--|
| 電気自動車等 | ⊣⊦≣⊞∓H | |
| ★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 | 非課税 | |
| ★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 | 1% | |
| ★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 | 2% | |
| 上記以外 | 3% | |

軽減後 の税率



登録車 (新車・中古車) 非課税

> 1 % 2 %

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日 9 時~17 時)



1月広報事項(4)

【件名】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年 度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

【内容】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少した 中小事業者等で令和3年2月1日(月)までに申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令 和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1) した中小事業者等 (※2) で**令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産**に係る**令和3年度分** の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月~10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

| 30%以上50%未満減少している方 | 2分の1 |
|------------------------|------|
| 5 0 %以上 減少している方 | ゼロ |

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

■提出書類

- (1)特例申告書
- (2)特例対象資産一覧
- (3) 収入が減少したことを証する書類(写)
- (4)(個人事業主で事業用家屋を所有している場合)特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)
- ※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

■手続方法

軽減措置の要件に該当する方(上記対象者に当てはまる方)は、以下の手順でご申告ください。

① 特例申告書を ダウンロード

提出書類一式を

ご用意ください。

中小事業者等

④上記書類を郵送又は持参にて提出

資産の所在する区 にある都税事務所

② 確認依頼

③ 確認

認定経営革新等 支援機関等

特例申告書の裏面の【認定経営革 新等支援機関等確認欄】に記名・

窓口の混雑緩和のため、 ぜひ郵送をご利用くだ さい。



申告期限(令和3年2月1日消印有効)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受ける; ができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いします。

お問合せ先┃詳細は、コールセンターへお問い合わせいただくか、主税局HPをご覧ください

▶東京23区固定資産税コロナコールセンター

▶主税局ホームページ

<mark>03 - 3525 - 4106</mark> (平日9時から17時)

主税局 コロナ 検索



開設期間:令和2年12月1日(火)~令和3年2月1日(月)

1月広報事項[5]

【件名】

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について 【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性向上特別措置法に係る先端設備等の課税標準の特例措置の拡充・延長について

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置に ついて、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

| 対象の固定資産 | 要件 | |
|---------------|---------------------------------------|--|
| | ○取得価額が 120 万円以上であること | |
| 事 张田学邑 | ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること | |
| 事業用家屋 | ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得さ | |
| | れたものであること | |
| | ○取得価額が 120 万円以上であること | |
| 構築物 | ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること | |
| | ○販売開始日が14年以内であること | |
| | ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上 | |
| | しているものであること | |

- ■令和2年4月30日から令和3年3月31日(※)までに取得した資産が特例対象となります。
- ※ 生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め2年延長する見込みです。

お問合せ先

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ

検索





1月広報事項16

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物(プレプリント申告書)について、令和 3 年 10 月以降送付分から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物 (プレプリント申告書) から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

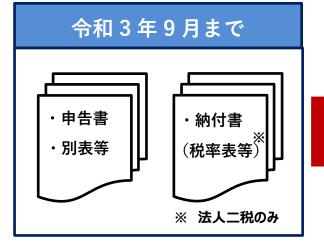
電子申告利用事業者

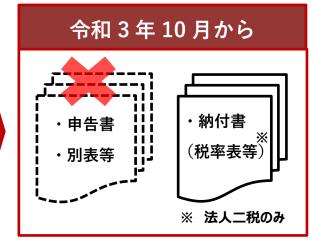
(東京都に eLTAX の利用届出を提出した事業者)

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

(法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)





●申告書、別表は東京都主税局ホームページ(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html) からダウンロードできます。

【お問合せ先】

- 申告書等の事前送付物について (法人二税) 所管都税事務所の法人事業税担当班 (事業所税) 所管都税事務所の事業所税担当班
- 電子申告利用の手続について eLTAX ヘルプデスク 0570-081459

1月広報事項⑪

【件名】

新型コロナウイルス等感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する 減額要件の緩和について(不動産取得税)

【内容】

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の減額要件の緩和 (新型コロナウイルス感染症の影響がある場合)

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

①現行制度

昭和56年12月31日以前に新築された住宅を個人の方が取得したとき、以下の全ての要件を満たす場合に、当該住宅が新築された時点に応じて、不動産取得税の一定の額が減額されます。

- (1) 住宅の床面積が50 ㎡以上240 ㎡以下であること
- (2) 住宅を取得後に耐震改修を行い、建築士等により新耐震基準に適合していることが証明されること
- (3) 取得日から6月以内に、耐震改修工事後の住宅に居住すること

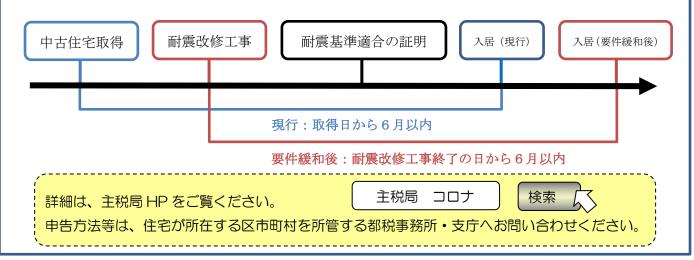
②要件緩和の対象

以下を全て満たすことで、上記制度の要件が緩和されます。

- (1) 以下のいずれか遅い日までに耐震改修の契約が行われていること
 - ア 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から5月を経過する日
 - イ 令和2年6月30日
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震基準 不適合既存住宅の取得日から6月以内に居住の用に供することができなかったこと

③要件緩和の内容

上記②を満たす場合、上記①(3)の要件が「耐震改修工事終了の日から6月以内」に緩和されます(令和4年3月31日までの居住に限ります。)。



1月広報事項®

【件名】

新型コロナウイルス感染症対策に伴う都税事務所等業務体制縮小のお知らせ 【内容】

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務運営体制を縮小して おります。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 都税事務所等業務体制縮小のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務 運営体制を縮小しております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等を ぜひご利用ください。



※主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお 手続できる仕組みを以下のとおり設けております。ぜひご利用ください。

◆都税に係る各種証明書等の申請

郵送による申請も受け付けております。申請書、手数料(定額小為替)、返信用封筒(あて先を記入、郵便切手を貼ったもの)等を同封の上、ご申請ください。

以下の証明書等の申請については、都税証明郵送受付センター宛にお送りください。

- ▶ 納稅証明書、自動車稅(種別割)納稅証明書(継続検査等用) 等
- ▶ 23 区内の固定資産(土地・家屋)の評価証明書、関係証明書、課税台帳、名寄帳 等

【送付先】〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

◆都税の納付

スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付、ペイジー(Pay-easy)納付、 地方税共通納税システムでの納付(eLTAX電子納税)、口座振替等の方法があります。

◆都税の申告

郵送による申告も受け付けています。なお、受付印を押印した控の返送を希望される場合は、 控とともに切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

また、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税及び 固定資産税(償却資産)の申告は、電子申告(eLTAX)による方法もあります。

◆詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

主税局 窓口縮小

検索